

解散公告

当社は、令和七年六月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

長崎県大村市陰平町二二四五番地一

有限会社はるる

清算人 瀧 綾美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

熊本市西区戸坂町一番二一

有限会社忠

代表清算人 上妻 丈二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

熊本市東区佐土原三丁目一番九五号

ビッグロード株式会社

代表清算人 草野久美子

解散公告

当法人は、令和七年三月二十八日開催の臨時評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

大分県大分市中島中央三丁目一番三十七号

一般財団法人Kツル奨学金財団

代表清算人 津島 誠治

解散公告

当社は、令和七年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

大分県臼杵市野津町大字宮原一六番地の二

株式会社駿和

代表清算人 野中 宏通

解散公告

当法人は、令和六年十二月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

沖縄県島尻郡南風原町字兼城二二八番地

公益社団法人島尻青年会議所

代表清算人 阿波根和志

解散公告

当社は、令和七年六月十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

沖縄県那覇市首里山川町三丁目七番地三ノ

カイコート那覇一〇三 合同会社アカツキ

代表清算人 平沼喜多郎

解散公告

当社は、令和七年六月九日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

沖縄県名護市饒平名七三七番地二

株式会社あ・い・う・え本舗

代表清算人 富士井綾子

解散公告(第二回)

当組合は、令和五年二月十二日開催の令和四年年度通常総会で決議し、令和五年六月二十日の沿岸広域振興局長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

岩手県遠野市松崎町白岩一四地割八九番地

一イターナルリヴァサイドハウスB二〇二

船作山生産森林組合

清算人 相高 宏太

連絡先 東京都千代田区二番町九一八中労

基協ビル三階 紀尾井町法律事務所

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月二十六日福島地方裁判所相馬支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

福島県南相馬市原町区桜井字原畑一三五番

地 神習教高山講社

清算人 弁護士 西山 健司

解散公告(第二回)

当組合は解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

茨城県つくば市小野崎二六〇番地一ヒロサ

ワつくばビル一階 日本労働調査組合

清算人 須藤 晴香

解散公告(第二回)

当法人は、定款をもって定めた解散事由(診療所のすべてを廃止したとき)の発生により、令和七年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

名古屋市中千種区今池一丁目八番八号 今池

ガスビル五階 医療法人社団メデント会

清算人 伊藤 正夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月十五日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

大阪府東成区中道四丁目一番二二二

成道寺

清算人 弁護士 比嘉 廉丈

連絡先 大阪府中央区本町三丁目五番七号

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年五月十五日大阪地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

大阪府堺市堺区南三国ヶ丘町一丁二三番地

の一 観音教神霊会

清算人 弁護士 比嘉 廉丈

連絡先 大阪府中央区本町三丁目五番七号

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年三月十三日開催の責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、第一回掲載(令和七年四月二十三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀二五四

三番地 慈弘院

清算人 岩見 龍旺

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年五月一日横浜地方裁判所小田原支部の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年六月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年六月二十七日

神奈川県中郡大磯町大磯一六九五番地

丸山教大磯支教会

清算人 八木 正